

●香川県告示第338号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成23年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県公安委員会が設置した <u>パーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料</u> の収納事務	<u>都市環境整備株式会社</u>	<u>東京都中央区八丁堀1丁目5番1号</u>	<u>平成23年4月1日</u>	香川県公安委員会が設置した <u>パーキング・メーター作動手数料</u> の収納事務	<u>財団法人香川県交通安全協会</u>	<u>高松市郷東町142番地1</u>	<u>昭和52年4月1日</u>
略				略			
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略			高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略		
地域総合整備資金の償還金の徴収事務	略			香川県公安委員会が設置した <u>パーキング・チケットの発給手数料</u> の収納事務	<u>財団法人香川県交通安全協会</u>	<u>高松市郷東町142番地1</u>	<u>昭和62年12月1日</u>
略				略			
略				略			
略				略			